

久喜市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部
を改正する条例

久喜市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成25
年久喜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第11号及び第4条第8号中「第34条第1項及び第2項」を「第37
条第1項及び第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。